

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部: 8628)
問合せ先: 経営企画部長 三根 公博
TEL: 03 (5216) 8650

定款一部変更に関するお知らせ

松井証券は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 25 日開催予定の第 90 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主が有する单元未満株式の権利を明確にするため、変更案第 9 条を新設するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)に定めるところに従い株主総会参考書類等に関してインターネット開示制度を採用するため、変更案第 15 条を新設するものであります。
- (3) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、変更案第 17 条のとおり変更するものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 23 条を新設するものであります。
- (5) その他、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更の他、定款全般について、「会社法」に対応した用語並びに引用条文の変更、条文の移設や条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 25 日

以上

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 (記載省略)</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 1,050,000,000株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社は、100株をもって1単元とする。 ② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 ② 名義書換代理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。 ③ 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(公告方法) 第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 1,050,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、<u>第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、<u>その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 ② 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。 ③ 当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第11条 定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>② 株主総会は、東京都23区内においてこれを招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第12条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主又はその法定代理人が、代理人に委任してその議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条 (記載省略)</p> <p>(選任) 第16条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (記載省略)</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② ただし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</p>	<p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>② 株主総会は、東京都23区内においてこれを招集するものとする。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会) 第19条 (新 設) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会) 第22条 <u>当社は、取締役会を置く。</u> ② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第20条 (記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第21条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(員数) 第22条 (新 設) 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(監査役) 第26条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u> ② (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第23条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選任) 第27条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(あらかじめ選任する補欠監査役) 第24条 <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会又は臨時株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合の選任手続は前条の定めによる。</u></p> <p>② 前項であらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>③ あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に招集される定時株主総会が開催されるまでとする。</p>	(削 除)
<p>(任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② ただし、退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会は、<u>その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第27条 第28条 (記載省略)</p>	<p>第30条 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第29条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当) 第31条 利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第32条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項</u>に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第33条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任) 第34条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期) 第35条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</u></p>

以上